

事務事業及び予算の執行実績
(令和4年度分「一部、令和5年度分含む」)

東部県民生活センター
東部中小企業労働相談所

余白

目 次

事務事業の概要

第1 概況

1 沿革	1
2 所管区域	2
3 業務体系	3
4 組織体制	4

第2 事務又は事業の目的、計画及び実績（成果）並びに評価（課題等）及び改善

1 安全な消費生活の推進

(1) 消費生活相談	5
(2) 消費者教育・啓発	12
(3) 表示・取引の適正化	14
(4) 県民相談	16

2 誰もがいきいきと働ける環境づくり

(1) 労働相談 [東部中小企業労働相談所]	19
(2) 労働教育	21
(3) 労使関係の実態把握	21
(4) 勤労者福祉	22

3 産業人材の確保・育成

4 業務の円滑な執行管理（総務事務）

5 県・市町等の情報提供、県民の社会貢献活動等の発表の場の設置

事業の根拠法令調

職員配置調

歳入予算執行状況調

保管現金有高調

預金調

歳出予算執行状況調

委託料等歳出予算執行状況節別集計表

委託料等歳出予算執行状況節別集計表

負担金支出調

建築工事調

公有財産調

借地借家等調

事務機器等の債務負担行為又は長期継続契約に係る調

行政財産貸付・使用許可調

普通財産・借受財産等貸付調

備品・図書調

主要備品調

事 務 事 業 の 概 要

第 1 概況

1 沿 革

昭和 47 年 4 月	消費者保護基本法が制定されたのに伴い、消費者問題を県政で扱うために「東部消費生活センター」を設置。
昭和 57 年 4 月	県民生活行政の充実を図るため、「東部消費生活センター」と旅券等の各種窓口業務を統合し、「東部県民サービスセンター」を設置。
平成 3 年 4 月	「東部振興センター」が行ってきた地域防災、広報及び広聴、緑化などの業務に「東部県民サービスセンター」が行ってきた旅券発給、県民相談、消費生活関係などの事務を加え、名称を「東部県民生活センター」と改称。
平成 4 年 4 月	市町村との行政連絡、地域における行政情報の収集・提供などの事務が加わり、名称を「東部県行政センター」と改称。
平成 8 年 10 月	県民の自主的な社会活動を支援するため、JR 沼津駅南口の沼津商連会館ビルに地域活動の拠点としてミーティングルーム、交流ロビー、相談窓口、旅券センター等の機能を持った「東部地域交流プラザ」（愛称パレット）を設置。その核となる「県行政センター」では、消費生活相談、県民相談及び旅券事務を所管。
平成 9 年 4 月	東部商工労政事務所が行っていた労政事務を「東部県行政センター」に移管。
平成 17 年 4 月	「県行政センター」を廃止し、同センターが行ってきた旅券発給、消費生活相談、労働相談等事務を行う「県民生活センター」を新設。所管部を総務部から生活・文化部に移管。 東部県行政センター → 東部県民生活センター 熱海県行政センター → 東部県民生活センター熱海駐在 富士県行政センター → 東部県民生活センター富士駐在
平成 20 年 9 月	県民サービスのより一層の向上を図るため、旅券事務を県内各市町に移譲。これに伴い、東部、熱海、富士の旅券事務が廃止。
平成 21 年 4 月	情報の集積・共有化、相談員の増員、弁護士相談の充実により、県民サービスの一層の向上を図るため、相談窓口を集中化することとし、賀茂県民生活センターを東部県民生活センター賀茂駐在（賀茂県民相談室）として組み入れ、熱海駐在と富士駐在は閉鎖し、熱海、富士総合庁舎での出張による県民相談（弁護士相談）のみ継続することとした。
平成 25 年 4 月	「東部地域交流プラザ」の機能を「活動の場の提供」から「NPO に対する中間支援」に重点化し、周辺市町と連携し、NPO の自立・育成を目指す拠点施設として見直したことに伴い、同施設を平成 25 年 3 月をもって廃止し、同建物内（3 階）に県民生活課が「ふじのくに東部 NPO 活動センター」を開設。 ワンストップ就職支援機関として、経済産業部就業支援局が「しずおかジョブステーション東部」を開設。
平成 26 年 3 月	熱海総合庁舎で行われていた、出張県民相談（弁護士相談）を廃止。
平成 27 年 3 月	富士総合庁舎で行われていた、出張県民相談（弁護士相談）を廃止。
平成 27 年 4 月	賀茂地域における地域振興、地域支援体制の強化のため、賀茂振興局が設置されたことに伴い、「賀茂駐在（賀茂県民相談室）」を賀茂地域振興局地域振興課へ移管。
平成 28 年 4 月	賀茂地域 6 市町と県が賀茂広域消費生活センターを共同設置。「賀茂駐在（賀茂県民相談室）」を廃止し、県民相談事業を同センターの事業に組入れ。
令和 4 年 4 月	3 階に県民生活課が設置していた「ふじのくに東部 NPO 活動センター」について、同建物 2 階に移転し、名称を「ふじのくに東部 NPO 活動支援センター」と改称。

2 所管区域

所管区域は、沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、富士市、御殿場市、下田市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、函南町、清水町、長泉町、小山町の11市9町からなり、面積は約2,680km²(県土の約34.5%)、人口は約114万人(R5.8.1現在。外国人を含む。県人口の約32.05%)である。

当所は、地域における県民サービスの提供拠点として、県民生活の利便性等の向上のため、消費者行政、労働行政等の事務を所掌し、東部中小企業労働相談所を併置している。



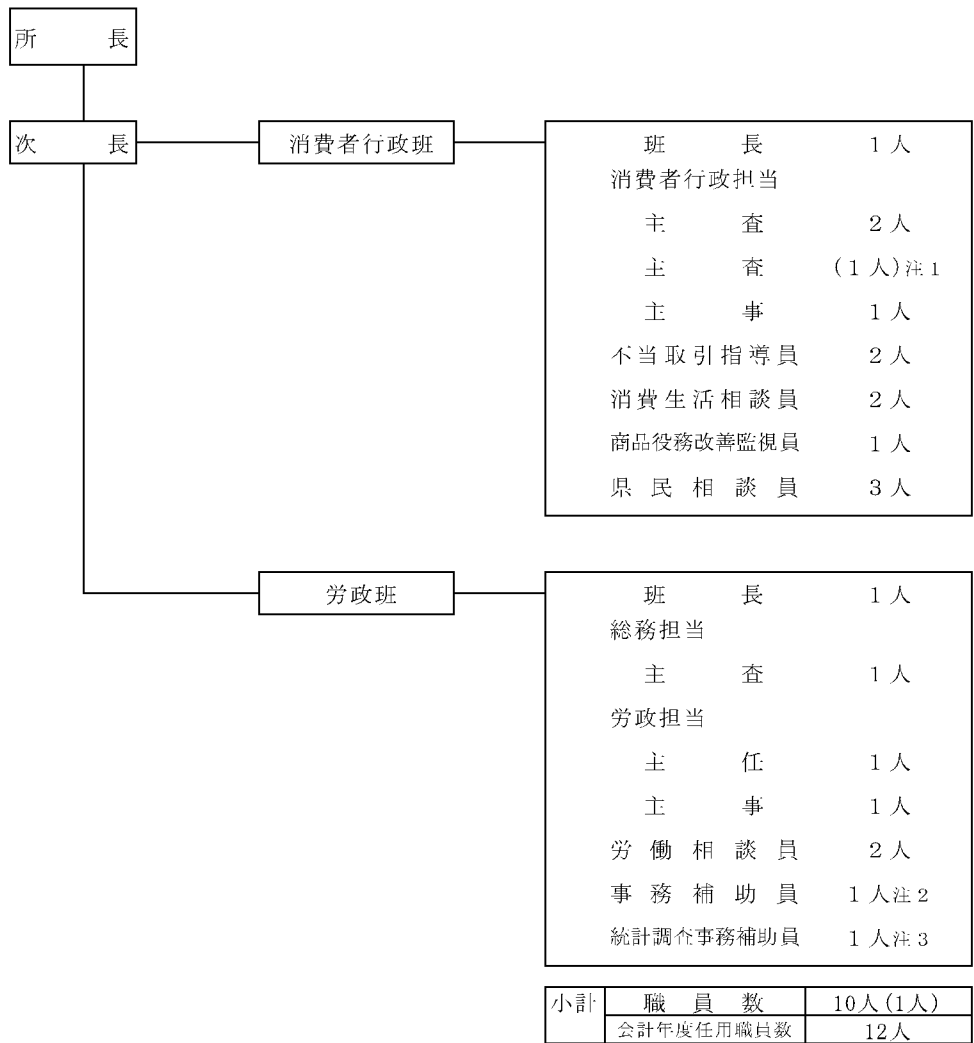
3 業 務 体 系

	＜目 的＞	＜業務内容＞
消費者行政	安全な消費生活の推進	<ul style="list-style-type: none"> (1) 消費生活相談 (2) 消費者教育・啓発 (3) 表示・取引の適正化 (4) 県民相談
労 政	誰もがいきいきと働ける環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> (1) 労働相談（東部中小企業労働相談所） (2) 労働教育 (3) 労使関係の実態把握 (4) 勤労者福祉
	産業人材の確保・育成	しずおかジョブステーション東部（就職相談等：県委託事業）の運営支援
その他	業務の円滑な執行管理 （総務事務）	財務会計事務、財産管理、庶務全般
	県・市町等の情報提供、県民の社会貢献活動等の発表の場の設置	ギャラリーふらざの運営

4 組織体制

東 部 県 民 生 活 セ ン タ ー

東 部 中 小 企 業 労 働 相 談 所



() は兼務職員で外数

注 1 : 消費者行政班兼務職員・本務：環境衛生科学研究所

注 2 : 労政班に再任用短時間勤務代替事務補助員1名を配置

注 3 : 労政班に統計調査事務補助員1名を配置 (R5. 7. 5～R5. 8. 3)

第2 事務又は事業の目的、計画及び実績（成果）並びに評価（課題等）及び改善

1 安全な消費生活の推進

（目的）

消費者を取り巻く環境が複雑化・多様化している中、安全で安心できる心豊かな消費生活を実現するため、消費生活相談を通じて消費者被害の防止と救済に努めるとともに、消費者への情報提供や消費者教育の充実により、自ら学び自立する消費者を育成・支援する。

また、商品・サービスの安全を確保するとともに、表示や取引の適正化を推進する。

（実績・成果）

（1）消費生活相談

ア 相談体制

国、市町と連携し、頻発する消費者トラブル等の相談について、問題解決に向けた助言やあっせんを行うとともに、住民にとってより身近な市町に対し、相談体制の強化に向けた取組を行った。

（令和5年7月31日現在）

相談員等	受付時間等
不当取引指導員（会計年度任用職員）2人 消費生活相談員（会計年度任用職員）2人 （市町相談支援担当 1人） （消費者教育推進担当 1人） 商品役務改善監視員（会計年度任用職員）1人	月曜日から金曜日 （祝日、12/29～1/3を除く） 9:00～16:00 来所、電話相談等に対応

イ 相談の実施状況

（7）消費生活相談件数

令和4年度の消費生活相談件数は、7年ぶりに増加した。

（令和5年7月31日現在）

年度	件数	対前年同期比
R3	1,380	94.1%
R4	1,495	108.3%
R5	556	126.9%

消費生活相談状況調

(令和5年7月31日現在)

項目		R2 年度		R3 年度		R4 年度		R5 年度	
		件数	割合%	件数	割合%	件数	割合%	件数	割合%
相 談 状 況	商品一般	76(72)	5.2	86(80)	6.2	113(107)	7.6	46(43)	8.3
	食料品	146(141)	10.0	109(103)	7.9	103(95)	6.9	28(26)	5.0
	住居品	61(58)	4.2	66(66)	4.8	72(70)	4.8	28(27)	5.0
	光熱水品	33(32)	2.3	30(27)	2.2	48(46)	3.2	23(22)	4.1
	被服品	76(75)	5.2	78(76)	5.7	69(69)	4.6	25(25)	4.5
	保健衛生品	112(107)	7.6	105(101)	7.6	157(155)	10.5	47(44)	8.5
	教養娯楽品	97(93)	6.6	107(103)	7.8	99(94)	6.6	42(42)	7.6
	車両・乗り物	36(35)	2.5	42(39)	3.0	52(50)	3.5	17(16)	3.1
	土地・建物・設備	46(41)	3.1	40(39)	2.9	39(35)	2.6	24(21)	4.3
	他の商品	4(4)	0.3	3(3)	0.2	3(3)	0.2	1(1)	0.2
	クリーニング	4(4)	0.3	1(1)	0.1	2(2)	0.1	0(0)	0.0
	レンタル・リース・賃借	64(63)	4.4	71(69)	5.1	66(64)	4.4	34(34)	6.1
	工事・建築・加工	64(63)	4.4	47(45)	3.4	37(33)	2.5	12(12)	2.2
	修理・補修	27(26)	1.8	27(27)	2.0	21(21)	1.4	7(7)	1.3
	管理・保管	2(2)	0.1	6(5)	0.4	4(4)	0.3	1(1)	0.2
	役務一般	3(3)	0.2	29(27)	2.1	15(15)	1.0	4(2)	0.7
	金融・保険サービス	96(89)	6.5	119(113)	8.6	113(104)	7.6	46(42)	8.3
	運輸・通信サービス	273(269)	18.6	103(99)	7.5	106(101)	7.1	39(36)	7.0
	教育サービス	3(3)	0.2	4(4)	0.3	4(4)	0.3	2(2)	0.4
	教養・娯楽サービス	69(60)	4.7	153(150)	11.1	146(142)	9.8	69(67)	12.4
	保健・福祉サービス	60(49)	4.1	44(40)	3.2	95(83)	6.4	15(13)	2.7
	他の役務	85(82)	5.8	80(72)	5.8	92(85)	6.2	26(26)	4.7
	内職・副業・相場	1(1)	0.1	7(7)	0.5	10(9)	0.7	3(3)	0.5
	他の行政サービス	12(7)	0.8	5(4)	0.4	6(2)	0.4	3(2)	0.5
	他の相談	16(5)	1.1	18(7)	1.3	23(9)	1.5	14(3)	2.5
	計		1,466(1,384)	100.0	1,380(1,307)	100.0	1,495(1,402)	100.0	556(517)
処 理 結 果	他機関紹介	6	0.4	37	2.7	34	2.3	2	0.4
	助言（自主交渉）	1,094	74.6	912	66.1	1,021	68.3	328	69.3
	その他情報提供	184	12.6	250	18.1	206	13.8	87	18.4
	斡旋解決	139	9.5	123	8.9	146	9.8	35	7.4
	斡旋不調	12	0.8	8	0.6	16	1.1	2	0.4
	処理不能	15	1.0	21	1.5	20	1.3	9	1.9
	処理不要	16	1.1	29	2.1	52	3.5	10	2.1
計		1,466	100.0	1,380	100.0	1,495	100.0	473	100.0

(注) 1 苦情件数は、()内に再掲

2 令和5年度の処理結果については、処理中のものがあるため、相談件数の計とは一致しない。

消費生活相談内容別該当件数調

(令和5年7月31日現在)

年度 項目	R2 年度		R3 年度		R4 年度		R5 年度	
	件数	割合%	件数	割合%	件数	割合%	件数	割合%
安全・衛生	63	2.3	55	2.4	70	2.8	30	3.4
品質・機能、役務品質	204	7.3	203	8.7	210	8.4	66	7.5
法規・基準	51	1.8	49	2.1	41	1.6	18	2.0
価格・料金	204	7.3	128	5.5	134	5.4	40	4.5
計量・量目	4	0.1	3	0.1	3	0.1	0	0.0
表示・広告	132	4.7	61	2.6	52	2.1	16	1.8
販売方法	677	24.4	517	22.1	565	22.7	183	20.7
契約（解約）	1,125	40.5	1,103	47.2	1,195	47.9	451	51.1
接客対応	293	10.5	200	8.6	198	7.9	72	8.2
包装・容器	1	0.0	4	0.2	4	0.2	0	0.0
施設・設備	1	0.0	3	0.1	1	0.0	4	0.5
買物相談	2	0.1	2	0.1	7	0.3	1	0.1
生活知識	3	0.1	0	0.0	0	0.0	0	0.0
その他	19	0.7	8	0.3	13	0.5	2	0.2
計	2,779	100.0	2,336	100.0	2,493	100.0	883	100.0

※ 一相談多重分類（重複計上）とし、商品別分類中の「他の相談」は除く。

(イ) 新型コロナウイルス関連の相談状況の推移

令和2年1月から相談があり、令和5年度は毎月1件程度で推移している。

(令和5年7月31日現在)

年度	R2	R3	R4	R5	計
相談件数	162	53	41	5	261

(ウ) 販売購入形態別件数の状況

通信販売、訪問販売、電話勧誘販売等の特殊販売に係る相談が全体の7割を超える。

(令和5年7月31日現在)

年度	店舗購入	特殊販売							不明・無関係	計
		訪問販売	通信販売	マルチ・マルチまがい取引	電話勧誘販売	ネガティブ・オプション	訪問購入	その他無店舗販売		
R3	301	116	545	20	71	8	17	5	297	1,380
R4	303	107	622	11	82	13	10	7	340	1,495
R5	99	53	206	6	31	3	7	0	151	556

(エ) 契約当事者年代別相談状況

各年代において、化粧品や健康食品等の定期購入に関する相談やインターネット通販に関する相談、SNSに表示される広告を端緒とする相談が多くなっている。

(令和5年7月31日現在)

年度	～29歳 (※カッコ内18～19歳)		30～59歳		60歳～		全体 (※年齢不明を含む)	
	件数	割合%	件数	割合%	件数	割合%	件数	割合%
R3	112(10)	8.1	589	42.7	466	33.8	1,380	100.0
R4	175(19)	11.7	562	37.6	505	33.8	1,495	100.0
R5	53(3)	9.4	217	38.3	186	32.9	566	100.0
主な商品等	脱毛エステ インターネットゲーム 商品一般 他の娯楽等情報配信サービス 金融コンサルティング 出会い系サイト・アプリ 他の健康食品 役務その他サービス		商品一般 賃貸アパート 他の健康食品 携帯電話サービス フリーローン・サラ金 電気 光ファイバー 役務その他サービス		商品一般 他の健康食品 携帯電話サービス 化粧クリーム 修理サービス 乳液 賃貸アパート アダルト情報		商品一般 賃貸アパート 他の健康食品 携帯電話サービス 電気 役務その他サービス 光ファイバー フリーローン・サラ金	

※ 商品一般：商品の相談であることが明確であるが、商品別分類を特定できない、または特定する必要のない相談をいう。

※ 他の娯楽等情報配信サービス：教養、趣味、娯楽を目的としたコンテンツ配信・提供サービスのうち、アダルト情報、音楽配信サービス、映像配信サービス以外の情報配信サービスをいう。

※ 役務その他サービス：サービス業のうち、金融・保険、運輸・通信、教育、教養・娯楽、保健・福祉サービスに該当しないサービス(外食・食事宅配、冠婚葬祭、家事サービスを除く)をいう。

(オ) 消費生活相談専門アドバイザーによる助言

契約(解約)など法的判断が要求される消費者トラブルが増加しているため、適切な相談業務を行う上で専門的な助言を受けた。

(令和5年7月31日現在)

年度	回数	主な内容
R4	弁護士 1回 司法書士 2回	<ul style="list-style-type: none"> ・外付けHDDの破損によるデータ復旧成功率と復旧処理作業について。 ・訪問販売で屋根塗装工事を契約後、さらに屋根カバー工事を契約した。2回目の契約時、1回目の契約は解約し書面を返却した。2回目もクーリング・オフしたが、1回目の契約時に取り付けられた足場代を請求された。払わなければならないか。 ・FX自動売買ツールを契約し当所が斡旋し解約返金を求めている事例で相談者が亡くなった。今後も当所が斡旋することは可能か。
R5	司法書士 2回	<ul style="list-style-type: none"> ・クーリング・オフ期間が過ぎているが、書面不備と思われるのでクーリング・オフを行使した。業者の反発が予想されるので書面を確認して欲しい。 ・契約書役務の「種類」(特商法4条1号関連)における「記載不備」に関する解釈及びクーリング・オフの可否について。

(カ) 消費生活相談員等の資質向上に向けた取り組み

相談員、職員の資質向上を図るため、国民生活センター等が開催する研修会等へ参加した。

(令和5年7月31日現在)

年度	講座の名称等	延参加者数
R4	消費生活相談員研修 専門・事例講座(国民生活センター) 消費者行政職員研修 職員講座(国民生活センター) 等	103人
R5	消費生活相談員研修 専門・事例講座(国民生活センター) 消費者行政職員研修 職員講座(国民生活センター) 等	28人

(キ) 苦情商品テスト

相談者から苦情のあった商品について、関係実施機関にテストを依頼している。

テストに当たっては、商品を使い切ったり、破壊等行うことがあることから、相談者が希望する場合に依頼を行っている。

(令和5年7月31日現在)

年度	回数	主な内容
R4	0回	実施なし
R5	0回	実施なし

ウ 市町の相談体制支援

市町の消費生活相談体制の充実を支援するため、研修会等を開催した。

また、消費生活相談情報等を発信し、情報の共有化を図った。

(7) スキルアップ研修会の開催

複雑化・高度化する相談に適切に対応するため、県・市町の消費生活相談員や消費者行政職員に必要な知識や技術を身につける「スキルアップ研修会」を開催した。

(令和5年7月31日現在)

年度	開催月回数	主なテーマ<講師>	延参加者数
R4	4月 6月 12月 4回	○事例検討会 2回(1回は警察との情報交換会等を含む) <消費生活相談専門アドバイザー □□弁護士 1回 □□司法書士 1回> ○消費者生活相談に必要な法律知識 —令和3年改正特商法・成年年齢引き下げについて— <司法書士 □□ □□> ○若者が巻き込まれやすい金融トラブル事例と相談対応 について <日本貸金業協会貸金業相談・紛争解決センター 推進役 □□ □□>	市町職員・相談員 97人 県職員・相談員 28人
R5	4月 6月 3回	○特殊詐欺の被害状況と被害防止の取組について <県警生活安全企画課 犯罪抑止係 課長補佐 □□ □□> ○意見交換 消費生活センターと警察との連携事例について <管内警察署生活安全課担当警察官 9人>	市町職員・相談員 88人 県職員・相談員 19人 警察官 9人

年度	開催月回数	主なテーマ<講師>	延参加者数
R5		○消費者生活相談に必要な基礎知識 ー特商法、法人等による寄付の不当な勧誘の防止等に関する法律、消費者契約法の改正等ー <司法書士 □□ □□> ○県弁護士会消費者問題委員会に所属する東部地域の弁護士との勉強会（意見交換・事例検討） （意見交換） ・消費生活センターで解決困難な場合（弁護士相談への引き継ぎ）の対応について ・「電磁的記録」によるクーリング・オフ通知の記載事項について （事例検討） ・消費生活センターから弁護士相談を紹介した事例について <弁護士 □□ □□ 他6人>	弁護士 7人

(4) 消費生活相談実地研修（OJT研修）

市町相談員や行政職員が当センターに来所し、県相談員の相談対応や消費生活相談関係法令の基本的な知識を習得するOJT研修を、市町からの要請に応じて実施している。

（令和5年7月31日現在）

年度	実地研修参加者
R4	実施なし
R5	実施なし

(5) 消費生活相談市町巡回訪問

当センターの消費生活相談員や消費者行政職員が市町を訪問し、助言等を行うことにより市町のレベルアップを図る巡回訪問を、市町からの要請に応じて実施している。

（令和5年7月31日現在）

年度	巡回訪問状況
R4	実施なし
R5	実施なし

(6) 消費生活相談情報等の共有化

不当取引事業者等の被害拡大情報、事業者指導・処分情報、事業者への口頭注意事例、消費生活相談専門アドバイザーの助言事例などの情報を県市町で共有し、消費者被害の拡大防止に努めた。

（令和5年7月31日現在）

年度	件数	情報発信元
R4	37件	センターから 36件、市町から 1件
R5	15件	センターから 14件、市町から 1件

(カ) 賀茂広域消費生活センターの運営支援

賀茂地域6市町と県が共同設置した同センターの円滑な運営のため、運営調整会議への参加、消費生活相談に関する情報提供・情報交換等を行った。

(令和5年7月31日現在)

年度	主な実施状況
R4	<ul style="list-style-type: none"> ・運営調整会議への参加 3回 〈議題〉消費者安全確保地域協議会の設置促進、交付金終了後の賀茂広域消費生活センター等 ・消費生活相談業務についての情報提供・情報交換
R5	<ul style="list-style-type: none"> ・運営調整会議への参加 1回 〈議題〉消費者安全確保地域協議会の設置促進、消費者教育出前講座等 ・消費生活相談業務についての情報提供・情報交換

(ク) 警察等関係機関との消費生活被害拡大防止のための連携

静岡県知事と静岡県警察本部長との間で締結した「消費生活侵害事犯の被害拡大防止等に向けた連携に関する協定書」及び「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律」に基づき、消費生活被害の拡大防止のため関係機関との連携体制を取っている。

また、警察との情報交換会において、管内警察署生活安全課担当者と相談対応の状況や、悪質商法等の事例、消費者への広報啓発等についての情報交換を行い、連携体制の保持を図っている。

エ 静岡県東部・賀茂地域消費者行政推進連携協議会

令和4年4月、従前の「ふじのくに消費者教育推進東部・賀茂地域連絡会議」を発展させ、「静岡県東部・賀茂地域消費者行政推進連携協議会」を設置した。

本協議会では、消費者教育に係る取組に加え、消費者被害の防止と救済に係る取組についても協議し、県と市町の連携強化を図りながら、地域の消費者行政を一体的かつ効果的に推進している。

(令和5年7月31日現在)

年度	内容等	
R4	6月	<ul style="list-style-type: none"> ・静岡県消費者基本計画の策定について ・消費者教育と啓発における連携について ①消費者教育推進体制（推進計画・地域協議会） ②消費者教育の実施状況（出前講座） ③啓発活動の実施状況（キャンペーン等） ・消費者被害の防止と救済における連携について ④消費者相談状況の概要等 ⑤消費者安全確保地域協議会
	2月	<ul style="list-style-type: none"> ・成年年齢引き下げに係る振り返り ・消費者行政におけるデジタル化に向けて ・消費者安全確保地域協議会の動き

年度	内 容 等	
R5	6 月	<ul style="list-style-type: none"> ・静岡県消費者基本計画について ・消費者教育・啓発における連携について <ul style="list-style-type: none"> ①消費者教育推進体制（推進計画・地域協議会） ②消費者教育の実施状況（出前講座） ③啓発活動の実施状況（キャンペーン等） ④事例発表（出前講座の取組、御殿場市） ・消費者相談・支援における連携について <ul style="list-style-type: none"> ⑤消費者相談状況の概要等 ⑥消費者安全確保地域協議会 ⑦事例発表（消費者安全確保地域協議会の取組、賀茂広域消費生活センター）

(2) 消費者教育・啓発

自ら学び自立する消費者を育成するため、地域、学校及び職域等の場における消費者教育・啓発活動を推進した。

ア 消費者学習支援

(7) 消費者教育出前講座（高校生消費者教育出前講座を除く）

学校、企業、団体等からの要請に基づき、相談員、消費者教育講師等が、悪質商法と契約トラブル、クレジットカードの注意点、インターネットの契約トラブル等のテーマで出前講座を実施した。

（令和5年7月31日現在）

年度	回数	参加者	内 訳				
			大学	専門学校	企業	高齢者	見守り者等
R4	30 回	1,063 人	1 回	7 回	5 回	4 回	13 回
R5	14 回	458 人	1 回	1 回	1 回	6 回	5 回

(4) 高校生消費者教育出前講座

令和4年4月1日から成年年齢が引き下げられたことから、未成年と成年で変わることで、ネットショッピングの注意点、若者に多い消費者トラブル等、成人として消費生活を送るうえでの基礎知識の習得を目的とした「高校生消費者教育出前講座」を実施した。

（令和5年7月31日現在）

年度	回数	参加者	内 訳		
			高等学校	特別支援学校	保護者
R4	51 回	4,668 人	30 回	17 回	4 回
R5	8 回	793 人	4 回	2 回	2 回

(ウ) 消費者教育講師派遣

県が養成した消費者教育講師を、消費者教育出前講座で活用している。

(令和5年7月31日現在)

年度	回数	参加者	内 訳		
			高校・特別支援学校	大学・専門学校	その他
R4	46回	4,393人	41回	3回	2回
R5	13回	963人	7回	1回	5回

(エ) 商品テスト実習講座

環境衛生科学研究所と連携し、受講者自らの実習参加による啓発講座を実施している。

(令和5年7月31日現在)

年度	派遣時期・回数	参加者	内 容	講 師
R4	6月・1回	・高校生10人	・食品の色の性質について学んでみよう！	環境衛生科学研究所職員
	8月・1回	・小学生9人、保護者8人	・ジュースや果物に含まれる糖分とビタミンCを調べてみよう	
	10月・1回	・一般消費者13人	・同上	
R5	8月・1回 (予定)	・小学生の親子2組24人	・食品の色の性質について学んでみよう！	環境衛生科学研究所職員

イ 情報提供・啓発

(7) 消費者啓発キャンペーン

消費者月間及び消費者被害防止月間において、市町、関係機関及び消費者団体等と連携して消費者啓発キャンペーンを実施し、集中的に悪質商法等への注意を呼びかけた。

・消費者月間（5月）の主要行事

年度	行事内容
R4	・街頭キャンペーン（ららぽーと沼津） ・ポスター掲示等（ギャラリーぷらざ） ・他市キャンペーンに参加（熱海市、富士市、伊豆市）
R5	・街頭キャンペーン（マックスバリュ沼津南店） ・ポスター掲示等（ギャラリーぷらざ） ・他市キャンペーンに参加（熱海市、富士宮市、富士市、伊豆市）

・消費者被害防止月間（12月）の主要行事

年度	行事内容
R4	・街頭キャンペーン（ららぽーと沼津） ・ポスター掲示等（ギャラリーぷらざ・県東部総合庁舎） ・他市キャンペーンに参加（熱海市、富士市、伊豆市）

(4) 消費者市民社会の理念普及

エシカル消費の認知度を高め、エシカルな行動を促すため、パネル展示等を実施した。

(令和5年7月31日現在)

年度	内 容 等	
R4	日 時	令和4年11月18日(金)～12月28日(水) 令和5年1月13日(金)～2月7日(火)
	会 場	沼津産業ビル1階 ギャラリーぶらざ
	内 容	・パネル展示 ・啓発グッズ、チラシ配架
	日 時	令和4年12月1日(木)～12月28日(水)
	会 場	東部総合庁舎2階
	内 容	・パネル展示 ・県民生活課の取組について掲示(アンテナショップの紹介等)

※ 令和5年度も前年度と同様の普及活動を行う予定

(3) 表示・取引の適正化

消費者が商品等を適切に選択できるよう、不当な表示や取引等について調査・指導及び啓発を行った。

ア 景品表示法に基づく表示等の適正化

消費者がより良い商品・サービスを自主的かつ合理的に選べる環境を守るため、景品表示法に基づき、景品類及び表示の適正化を推進した。

(7) 不当表示 110 番の設置

過大な景品類の提供や表示に関する不審な情報を県民から受け付けるため、不当表示 110 番を設置し、寄せられた情報のうち不適正な表示を行っていた事業者に対して改善指導等を実施した。

(令和5年7月31日現在)

年度	受付 件数	処 理 結 果 (件数)								
		非該当	情報	違反事 実なし	口頭 指導	文書 指導	県民生 活課へ 移送	他へ 移送	併合	調査 打切
R4	25	2	14	0	3	0	4	※2	0	0
R5	10	0	6	0	1	0	3	0	0	0

※他へ移送のうち、1件は中部県民生活センターへ、1件は沼津市商工振興課へ移送

(4) 食品表示合同監視

食品表示は、適正表示の根拠が食品表示法・景品表示法など複数の法律に及ぶことから、より実効性を高めるため、関係部局が連携して調査・指導を行う合同監視を実施した。

調査対象は、食品の量販店・産直市・加工施設、観光土産品製造施設、仕上茶工場等である。

(令和5年7月31日現在)

年度	調査施設数	指導状況
R4	64件	口頭指導 16件
R5	0件	—

㉞) 広告表示等適正化監視

全ての業種を対象にSNSやWEBサイト等における広告表示にも対応した調査を行い、表示の適正化を図った。

なお、令和3年度までは、外食店等のメニュー等について、産地・品種等の表示状況を中心に調査を実施していた。

(令和5年7月31日現在)

年度	調査施設数	調査結果(件数)			
		適正	口頭指導	文書指導	他へ移送
R4	50	36	13	0	1
R5	29	24	4	0	1

※ 不当表示110番として受付けた中で実地調査を行った事案も含む(令和4年度：5件)

㉟) 啓発(景品表示法関係)

食品の製造や加工・販売を行う事業者や消費者等からの要請に基づき、景品表示法に関する講座を実施した。

(令和5年7月31日現在)

年度	開催時期回数	対象	参加人数	内容	講師
R4	11月、2月 3回	事業者	80人	景品表示法に係る表示について	当センター職員
R5	0回	—	—	—	—

イ 不当取引事業者に対する指導

苦情相談が集中的に発生した事業者や、悪質な事例と疑われる事業者に対し、適時に販売方法等を調査のうえ改善指導を行うとともに、管内市町等に対し情報提供を行った。

(令和5年7月31日現在)

年度	事業者及び指導事項	指導状況
R4	<ul style="list-style-type: none"> 電話勧誘事業者に対して契約書面不交付、不実告知、氏名等不明示について口頭で注意。 訪問販売事業者に対して、契約書面不交付、契約書面不備について口頭で注意。 通信販売事業者に対して、特定申込画面の表示義務について口頭で注意。 	業務改善指導 0件 口頭注意 19件
R5	<ul style="list-style-type: none"> 電話勧誘事業者に対して、契約書面不交付、不実告知、誇大広告、適合性原則違反について口頭で注意。 訪問販売事業者に対して、契約書面不備について口頭で注意。 店舗販売事業者に対して、不当取引行為について口頭で注意。 	業務改善指導 0件 口頭注意 4件

(4) 県民相談

県民相談員による「一般相談」及び相談者が直接、弁護士や司法書士から助言・指導を受けることができる「特別法律相談」を実施した。

ア 相談区分別実施体制

〈R4 年度〉

一般相談		特別法律相談(予約制)	
電話相談	面接相談	弁護士相談	司法書士相談
月曜日から金曜日 (祝日、12/29～1/3を除く) 9:00～16:00 県民相談員(会計年度任用職員)3人		毎週火曜日及び 毎月第1・3木曜日 13:30～15:00 (1相談30分)	毎月第2・4木曜日 13:30～15:00 (1相談30分)

〈R5 年度〉

一般相談		特別法律相談(予約制)	
電話相談	面接相談	弁護士相談	司法書士相談
月曜日から金曜日 (祝日、12/29～1/3を除く) 9:00～16:00 県民相談員(会計年度任用職員)3人		第2火曜日及び 毎月第1・3・5木曜日 13:30～14:30 (1相談30分)	毎月第2・4木曜日 13:30～14:30 (1相談30分)

イ 相談の実施状況

県民相談では、「行政相談」と「法律・身の上相談」を行っているが、「法律・身の上相談」が相談の大半を占めている。中でも、相続、婚姻に関する相談が多い。

〈相談区分別件数〉

年度	一般	特別	計
R3	1,124 (88.6)	214 (90.7)	1,338 (88.9)
R4	1,089 (96.9)	223 (104.2)	1,312 (98.1)
R5	361 (104.9)	40 (54.8)	401 (96.2)

〈内容別件数〉 (令和5年7月31日現在)

年度	行政	法律等	計
R3	31 (134.8)	1,307 (88.2)	1,338 (88.9)
R4	58 (187.1)	1,254 (95.9)	1,312 (98.1)
R5	26 (96.3)	375 (96.2)	401 (96.2)

※ () 内は、対前年同期比%

〈行政相談の所管部局別件数〉

(令和5年7月31日現在)

年度	知事直轄組織	危機管理部	経営管理部	くらし・環境部	文化・観光・スポーツ部	健康福祉部	経済産業部	交通基盤部	教育委員会	警察本部	県その他	国の機関	市町	その他	計
R3	0	0	0	2	0	9	4	4	0	3	0	0	6	3	31
R4	0	2	0	3	2	9	0	6	0	3	1	3	23	6	58
R5	4	0	6	1	0	0	0	3	0	0	0	1	10	1	26

〈法律・身の上相談の内訳件数〉

(令和5年7月31日現在)

年度	婚姻	親子等	相続	借地借家	不動産売買	相隣関係	金銭貸借	商品売買等	登記訴訟	交通事故	ストーカー	その他	計
R3	204	105	253	88	49	94	113	35	25	22	7	312	1,307
R4	186	89	267	77	40	99	144	31	15	12	0	294	1,254
R5	39	36	64	25	8	27	52	12	10	3	0	99	375

(評価・課題等)

○ 消費生活相談

- 令和4年度の当センターの消費生活相談件数(1,495件)は、前年度比108.3%となり、7年ぶりに増加した。また、東部管内20市町の相談件数(7,010件)も増加(前年度比114.7%)し、県・市町合わせた相談件数は8,505件、前年度比113.5%となった。コロナ禍にありながら相談件数が増加したものの、相談事業を安定的に実施した。しかしながら、令和5年度は消費生活相談員が1人減(4人体制)となるため、継続的な安定運営が課題である。
- 相談内容はネット通販やSNS表示の広告を端緒とするものが目立っており、消費におけるデジタル化は消費者の利便を向上させる反面、デジタルゆえの消費者トラブルを増加させている。あらゆる消費者トラブルの相談に適切に対応できるよう、令和4年度は県・市町の消費生活相談員・消費者行政職員を対象として、相談事例の検討などスキルアップ研修会を4回実施した。しかしながら、消費者トラブルは一層多様化・複雑化していることから、相談員・行政職員の更なるスキルアップが課題である。

○ 消費者教育・啓発

- 消費者行政を県・市町が一体となって推進するため、令和4年度に「静岡県東部・賀茂地域消費者行政推進連携協議会」を設置した。当センター、管内20市町、弁護士・司法書士、消費者団体、教育関係者等をメンバーとして協議会を実施し、消費者教育・啓発の取組等について情報共有した。今後は、協議会を軌道に乗せ、消費者教育含め消費者行政全般について連携の方向性などを意見交換し、協議会の成果を高めていくことが課題である。
- 消費者教育出前講座については、令和4年4月の成年年齢引き下げを見据え、令和2年度に「高校生消費者教育出前講座」を開講し、成年年齢引下げ元年となる令和4年度は高等学校・特別支援学校高等部において過去最多の51回実施した。しかしながら、高齢者に向けた出前講座の実施回数はコロナを機に従前より減少していることが課題である。

○ 表示・取引の適正化

- 不当表示については、保健所と合同したスーパーや食品工場等の調査に加え、従前は外食店のメニュー等店頭表示を調査していたが、令和4年度から調査対象を広告表示広範に拡大して実施した。しかしながら、従前はいずれも食品に係る調査が中心であったため、食品以外の商品やサービスに係る表示の調査方法の確立が課題である。
- 不当取引については、消費生活相談や市町・警察等関係機関との連携を通じて情報の早期把握に努

めるとともに、相談対応のあっせんの中で事業者に対して口頭注意を実施した。しかしながら、いわゆる行政指導を行うには、相談情報の分析方法や不当行為の認定方法等の課題がある。

○ 県民相談

- ・ 令和4年度の県民相談件数(1,312件)は、前年度比98.1%となり、2年連続で減少した。相談内容は専門的で複雑なものが多く、法解釈等の高度な知識も必要となることから、弁護士・司法書士による特別法律相談を活用しながら、より適切な問題解決の方策を提供した。しかしながら、令和5年度は特別法律相談の実施枠(回数)について、弁護士・司法書士ともに大幅に減少することが課題である。

(改善)

○ 消費生活相談

- ・ 令和5年度の消費生活相談員が1人減(4人体制)となる一方、消費生活相談件数は更に増加傾向にあるため、PIO-NET(全国消費生活情報ネットワークシステム)人力等の業務効率化を実施し、助言やあっせん等相談サービスの質・量ともに確保していく。
- ・ 変化する消費者トラブルに適切に対応するため、令和5年度のスキルアップ研修会は、度重なる改正法令の習熟や警察との連携など、実施回数・内容ともに一層充実させていく。

○ 消費者教育・啓発

- ・ 東部・賀茂地域消費者行政推進連携協議会の成果を高めていくため、消費者教育に加え、高齢者の見守り等被害防止の取組も含め情報共有を図るとともに、今後の大きなテーマとして消費生活相談DXについて、県・市町の具体的な連携策を議論していく。
- ・ 消費者教育出前講座については、高校生に対しては学校教育(授業)に移行させつつ、大学生・専門学校生や若手社会人に対する講座の場を開拓していく。また、高齢者向けの講座についても、アフターコロナとなったことから、PRを強化し、開催回数を増やしていく。

○ 表示・取引の適正化

- ・ 不当表示については、多様な商品・サービスの広範な広告表示と表示のデジタル化に対応するため、ネットサイトやSNSの広告表示も監視した上で、不当表示が疑われる調査対象事業者を抽出していく。
- ・ 不当取引については、事業者への必要な行政指導を適切に実施するよう、本庁との役割分担・連携など、不当取引事業者への県としての行政指導体制を検討していく。

○ 県民相談

- ・ 弁護士や司法書士の特別法律相談について、相談希望者数に対する実施枠(回数)不足に対応するため、市町の法律相談会、弁護士会や司法書士会、法テラスなどを適時適切に案内できるよう、他機関と連携していく。

2 誰もがいきいきと働ける環境づくり

(目的)

地域における労使関係の安定及び勤労者の福祉向上を図るため、労働相談、労働教育、労使関係総合調査等を実施するほか、沼津労政会館の管理等を行う。

(実績・成果)

(1) 労働相談（東部中小企業労働相談所）

ア 相談体制等

労働問題一般について労使関係者からの相談に応じ、速やかな解決が図られるよう指導・助言を行った。高度な法律知識・判断を要する事案については、毎月1回弁護士による相談を実施した。

(令和5年7月31日現在)

相談体制	受付時間等
労働相談員 (会計年度任用職員2人)	月曜日から金曜日（祝日、12/29～1/3を除く） 9:00～12:00、13:00～16:00 来所、電話、メール相談等に対応
弁護士相談	毎月第2水曜日 14:00～15:00 1件30分、無料

※ 労働相談員は1人当たり月平均12日勤務

イ 相談の実施状況

新型コロナの影響から令和3年度は相談件数が減少したが、4年度以降、相談件数は増加している。

(7) 労働相談件数

(令和5年7月31日現在)

年度	相談件数	前年同期比
R3	530	73.4%
R4	573	108.1%
R5	219	114.1%

労働相談件数調

(令和4年度)

相談内容	規模別件数					合計件数				
	30人未満	30人～99人	100人～299人	300人以上	不明	労働者計			使用者	
						正社員	非正社員			
労働組合及び労使関係に関する事	1	0	4	3	2	10	8	8	0	2
労働条件に関する事	137	49	6	25	105	322	316	184	132	6
雇用に関する事	12	4	0	3	19	38	37	17	20	1
職業能力開発に関する事	1	0	0	0	0	1	0	0	0	1
勤労者福祉に関する事	18	4	1	9	31	63	62	33	29	1
男女雇用機会均等に関する事	6	3	0	2	2	13	13	8	5	0
外国人労働者問題に関する事	1	0	0	0	0	1	1	0	1	0
その他の問題に関する事	52	19	4	11	39	125	118	74	44	7
計	228	79	15	53	198	573	555	324	231	18

労働相談件数調

(令和5年度)
(令和5年7月31日現在)

相談内容	規模別件数					合計件数				
	30人未満	30人～99人	100人～299人	300人以上	不明	労働者計			使用者	
						正社員	非正社員			
労働組合及び労使関係に関する事	0	0	0	1	0	1	1	1	0	0
労働条件に関する事	45	17	10	13	40	125	124	50	74	1
雇用に関する事	5	0	0	0	13	18	18	1	17	0
職業能力開発に関する事	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
勤労者福祉に関する事	5	4	1	1	10	21	21	7	14	0
男女雇用機会均等に関する事	2	0	0	0	2	4	4	2	2	0
外国人労働者問題に関する事	0	1	0	0	2	3	3	0	3	0
その他の問題に関する事	14	11	3	4	15	47	46	20	26	1
計	71	33	14	19	82	219	217	81	136	2

(イ) 新型コロナウイルス関連の相談状況の推移

(令和5年7月31日現在)

年度	R元	R2	R3	R4	R5	計
相談件数	3	31	9	5	0	48

※ R2.3 から統計開始

ウ 個別的労使紛争あっせん

個別的労使紛争あっせんとは、県労働委員会のあっせん員が労働者と使用者間の紛争について労使双方の主張を調整することにより、労使の自主的な解決を支援するための制度であり、当センターは労働相談を通じて、あっせん希望者からの申請を受け、あっせん利用につなげた。

令和5年度からは、労政班長に加え、労働相談員も県労働委員会事務局の兼務となり、あっせんに関する事務を担うこととなった。

・あっせん受付件数

(令和5年7月31日現在)

年度	受付件数	内容	結果
R4	4件	嫌がらせ等に対する損害賠償 雇止めの撤回 解雇予告手当の支払い等 雇止めの撤回	不応諾打切り 打切り 不応諾打切り 解決
R5	2件	解雇無効に基づく給与相当額の請求 解雇撤回	継続 継続

(2) 労働教育

ア 労働教育

労使関係者が労働に関する諸問題を自主的かつ合理的に処理できるよう、労働法や労働問題等についての知識を修得するための労働法セミナーを開催した。

令和2年度以降、新型コロナウイルス感染拡大防止のため会場受講の定員を50人から30人に縮小、併せてライブ配信を実施(R3～動画視聴を開始)。センターは会場受講に係る運営を担当。

内容 (A～Cの3日間)・講師		R4	R5
A・B 労働法制の基礎 静岡大学(准)教授	・労働法制の概要や押さえておきたいポイント、条文の解釈について判例を交えながら解説(労働契約、賃金、労働時間、人事、懲戒、紛争解決等)	会場受講 延べ43人	定員 30人/日
C 安全衛生や多様な働き方に関する法律の実務 社会保険労務士2人	・労務管理・職場環境や多様な働き方に関する対応等を解説 ①安全衛生・健康管理に関すること(労働災害、長時間労働、ハラスメント) ②多様な働き方に関すること(同一労働同一賃金、女性活躍、兼業・副業等)	ライブ配信 延べ104人 動画視聴 申込70人	

(3) 労使関係の実態把握

ア 労使関係総合調査

労使関係の実態等を総合的に把握することを目的に、国からの労使関係総合調査委託契約に基づき、6月30日を基準日として「基礎調査」と「実態調査」を実施した。調査は毎年実施している。

(7) 基礎調査

県東部地域の全労働組合を対象に、令和4年6月30日現在の組合員数、加盟組織系統、組織形態等を調査した。

結果、前年度調査から組合数は9組合減少(対前年度比△2.4%)し、組合員数は1,377人の減少(同△1.8%)となった。調査結果は、例年12月中旬に国から公表される。

労働組合数調

(令和4年6月30日現在)

適用法規別	組 合		組 合 員		摘 要
	数	前年同期との比較	数	前年同期との比較	
労 組 法	310	△9	60,090	△1,217	民間企業
行 労 法	0	0	0	0	行政執行法人
地 公 労 法	13	0	1,308	△9	地方公営企業
国 公 法	11	0	255	△11	国家公務員
地 公 法	38	0	13,000	△140	地方公務員
計	372	△9	74,653	△1,377	

(4) 実態調査

国が抽出した組合に対し、指定テーマにより「実態調査」を実施した。

年度	テ ー マ	調査対象(抽出)	回答(率)
R4	労使間の交渉等に関する実態調査 (団体交渉、労働争議、労働協約等の実態を把握)	対象：30組合	回答：28組合 (93.3%)
R5	労働組合活動等に関する実態調査 (労働組合の組織及び活動の実態を把握)	対象：32組合	調査中

イ 一般労働事情調査

労働争議における労使間の自主的な調整に助力を与え、争議行為を防止するため、労使関係における動向（労働争議の発生状況、メーデー実施状況）を調査した。

労働争議発生状況調

（令和5年7月31日現在）

年 別	件 数	参加人員数	うち争議行為		摘 要
			回 数	人 員	
R 元年	1	28	1	28	
R2 年	0	0	0	0	
R3 年	0	0	0	0	
R4 年	0	0	0	0	
R5 年	0	0	0	0	

・メーデー実施状況調査

（令和5年7月31日現在）

調査年度	管 内 実施数	調査数		メーデー 参加人員	摘 要
		実地調査	郵送調査		
R 元	7	3	4	6,310 人	連合系3団体、全労連系4団体
R2	0	0	0	0 人	新型コロナウイルス感染拡大の影響により、すべて中止
R3	7	3	1	330 人	連合系1団体、全労連系3団体 ※書面開催した3団体は調査しない
R4	7	2	4	2,720 人	連合系3団体、全労連系3団体 ※書面開催した1団体は調査しない
R5	7	2	4	2,890 人	連合系3団体、全労連系3団体 ※書面開催した1団体は調査しない

ウ 賃上げ・一時金要求等の実態把握

県東部地域における春季賃上げ、夏季・年末一時金の要求妥結状況を調査し、その結果を公表するとともに労働組合にフィードバックした。

〈調査結果〉

年 別	調査対象 組合数	春季賃上げ			夏季一時金			年末一時金		
		平均 要求額 (円)	平均 妥結額 (円)	賃上げ率 (%)	平均 要求額 (円)	平均 妥結額 (円)	支給 月数 (か月)	平均 要求額 (円)	平均 妥結額 (円)	支給 月数 (か月)
R4	170	7,455	5,683	1.91	730,571	660,927	2.22	723,769	681,834	2.31
R5	170	11,264	8,951	3.04	実施予定			実施予定		

(4) 勤労者福祉

ア 沼津労政会館の管理・運営

静岡県労政会館の設置及び管理に関する条例に基づき、労働雇用政策課において指定管理者を「静岡県労働福祉事業協会グループ」に指定(第5期:R2.4~R7.3)し、運営を委託している。

当センターは財産事務取扱者として、会館の財産管理、物品の貸付、修繕工事(修繕金額30万円以上250万円以下)等を行っている。

(評価・課題等)

○ 労働相談

- ・ 令和4年度の労働相談件数(573件)は、前年度比108.1%となり、3年ぶりに増加した。相談に対しては、本人への助言や労働基準監督署への案内等適切に実施した。しかしながら、労使トラブルを抱えながら相談に至らない潜在的相談者も多いと考えられるため、中小企業労働相談所の認知度向上と相談の掘り起こしが課題である。
- ・ 相談内容は、退職、賃金、残業代不払い、休暇等「労働条件」に関するものが322件であり、最も多かった(56.2%)。しかしながら、増加の傾向にある相談はパワハラ等いじめ・嫌がらせに関するものであり、こうした人間関係を原因としたトラブルは解決の困難度が高い点が課題である。

○ 労働教育

- ・ 労使が労働法制や雇用管理の正しい知識を習得できるよう、学識者や社会保険労務士を講師とした労働法セミナーを実施し、沼津会場では延べ43人が受講した。しかしながら、労使トラブルを防止するためには、当センターとしてセミナー受講者を増やすことに加え、県として多くの小規模零細事業者への労働教育が課題である。

○ 労使関係の実態把握

- ・ 賃上げ・一時金の要求妥結状況調査では、調査対象となる労働組合とのやりとりは、主に郵送やFAXを利用して実施した。しかしながら、デジタルの活用等効率的な調査方法への転換が課題である。

(改善)

○ 労働相談

- ・ 労働相談を掘り起こすため、国の関係機関、市町各種相談窓口、商工団体や福祉団体、弁護士会等と連携し、各機関への相談に労働に係るものがあれば当センターへ繋げていく。また、就職面接会への労働相談窓口の設置や街頭キャンペーン等により、中小企業労働相談所の認知度を高めていく。
- ・ パワハラ等いじめ・嫌がらせに関する相談は当事者間のみでの解決が困難であるため、紛争処理機関との連携を高めていく。特に、令和5年度から労働相談員は労働委員会兼務となったことから、労働委員会のあっせん制度へ円滑に繋げていく。また、パワハラと他項目が複合化した複雑な案件にも適切に対応するため、法令改正、最新判例等の研修を充実させ、相談員の資質向上を図っていく。

○ 労働教育

- ・ 中小零細事業者の労使トラブルを防止するため、特に、労働相談としてパワハラに係るものが増加する中、「パワハラ防止法」(改正労働施策総合推進法)が令和4年度から全面施行されたことから、事業者の義務となるパワハラ防止措置について、一層の周知・啓発を図っていく。

○ 労使関係の実態把握

- ・ 効率的な調査実施のため、令和5年度の賃上げ・一時金の要求妥結状況調査では、労働組合に対し電子メールの活用を強く促進していく。(令和5年7月末時点でメール回答率は50.6%まで増加)

3 産業人材の確保・育成

(目的)

県民生活センター内に設置されている就職支援機関「しずおかジョブステーション東部」において、世代やニーズに応じた総合的な就職支援を実施する。

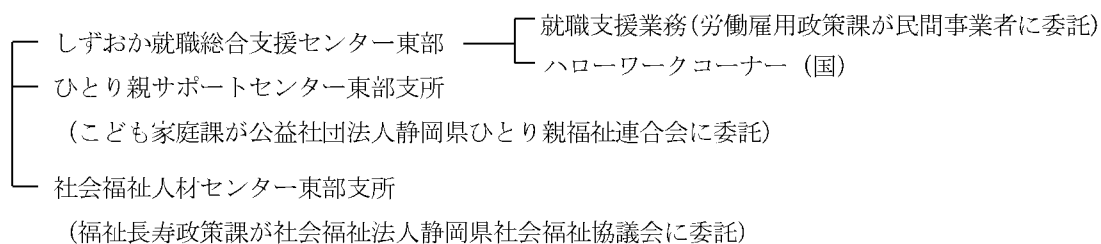
女性や中高年齢者など、潜在的な需要を掘り起こすとともに、きめ細やかな就職支援を行い、多様な人材の活躍の場の拡大を図る。

(実績・成果)

学生、若年者、中高年齢者から女性まで幅広い求職者を対象に就職支援を行う「しずおか就職総合支援センター東部」（県：就職支援業務、国：ハローワークコーナー）、「ひとり親サポートセンター東部支所」、「社会福祉人材センター東部支所」を併せて「しずおかジョブステーション東部」と呼称し、ワンストップで就職相談から職業紹介まで一貫した実効性の高い就職支援を行っている。

当センターの役割として、しずおかジョブステーション東部の利用促進を図るため、施設管理、広報業務、関係機関との連携等の業務を担っている。

「しずおかジョブステーション東部」



・しずおか就職総合支援センター東部（ハローワークを除く）の利用状況

(令和5年7月31日現在)

年度	利用者数	対前年同期比	内 訳	
			相談者数	セミナー等利用者数
R3	5,376	113.7%	4,530	846
R4	4,470	83.1%	3,588	882
R5	1,770	93.6%	1,454	316

※労働雇用政策課提供資料（R3 就職サポーター6人 →R4～ 就職サポーター4人）

(評価・課題等)

- 「しずおかジョブステーション東部」において効果的な就職支援が実施できるよう、管内の市町（労働担当、ひとり親支援担当、福祉担当課）、ハローワーク等を訪問しPR活動を行ったほか、就職情報誌や市町の広報誌掲載のための資料提供、沼津駅前地下道掲示板やギャラリーぶらぎへのポスターの掲示等により、積極的な広報を展開した。

(改善)

- 引き続き、関係各課、関係機関等と連携し、就職支援を推進していく。

4 業務の円滑な執行管理（総務事務）

（目的）

センター業務の円滑な執行を図るため、適切な人事管理や予算執行及び財産管理等を行う。

（実績・成果）

毎月1回定例会を開催し、事業の実施状況と進行管理の確認のほか、健康管理や安全運転、コンプライアンスの遵守等について徹底を図っている。

また、各業務における適正な予算執行や、賃借している沼津産業ビル（1～2階）の一部を関係団体等へ貸し付けるなど財産管理において適切な事務執行に努めている。

〈沼津産業ビル管理施設〉

	施設名	業務概要
1階	ギャラリーぶらざ内	
	沼津駅付近鉄道高架事業常設展示	沼津駅付近の鉄道高架事業のパネル等の展示
	ふじのくに東部NPO活動支援センター	パンフレット配架
2階	ひとり親サポートセンター東部支所	ひとり親家庭の就職相談、職業紹介
	ふじのくに東部NPO活動支援センター	NPOに対する中間支援
	生活困窮者就労縁結び事業	生活困窮者等に対する就労支援

（評価・課題等）

- ・ 予算執行、財産管理などについて、限られた人員で効率的・効果的な執行を図っている。

（改善）

- ・ 引き続き、関係各課及び関係機関等と連携しながら適切な事務処理を行っていく。

5 県・市町等の情報提供、県民の社会貢献活動等の発表の場の設置

(目的)

県・市町等の各種情報の提供、県民の自主的な社会貢献活動等の発表の場として「ギャラリーぷらざ」(沼津産業ビル1階)を設置し、管理運営を行う。

(実績・成果)

・ギャラリーぷらざの管理・運営

項目	内容
設置場所・面積	沼津産業ビル1階・約 48 m ²
利用時間	午前8時から午後8時まで 年末年始を除く
利用料金	無料
対象者	県、市町、国の機関、公益・公共団体

・ギャラリーぷらざの利用状況

(令和5年7月31日現在)

区分	R3	R4	R5
イベント等件数	28件	27件	5件
稼働率(利用日数/利用可能日数)	89.1%	95.0%	91.8%

(評価・課題等)

- ・ 利用日数は、1日から1か月とさまざまで、リピーターも多く、利用者からは高い評価を得ている。また、県政をPRする場として消費者教育のパネル展やセミナーの開催案内等に活用した。
- ・ 令和2年8月のビル所有者変更に伴い、ビル管理会社が撤退したため開館時間の拡大や使用方法等の見直しを行った。ビルの開館時間に合わせ、土日祝日を含めてフルオープンにしたことで自由に展示物を見学したり、配架物を手に取ることができるようになる等広報効果が高まった。
- ・ しずおかジョブステーション東部と連携し就職相談会やパネル展を開催するなど、他機関と連携して利用促進に努めている。

(改善)

- ・ コロナ禍で令和2年度以降利用を控えている団体もあり、イベント等件数については減少傾向となっているため、従前利用していた団体に積極的な利用を呼び掛けていく。
- ・ 引き続き利用促進や利便性向上に努めるとともに、県政情報等の積極的な発信に努める。

事業の根拠法令調

事業名	根拠法令
総務事務	静岡県財務規則 静岡県財産規則
消費生活相談体制強化事業	消費者基本法(第4条、第17条、第19条) 消費者安全法 特定商取引に関する法律(第68条) 静岡県消費生活条例 消費生活相談事業実施要領 商品テスト事務処理要領
消費者教育推進事業	消費者基本法(第4条、第17条) 消費者安全法 消費者教育の推進に関する法律 静岡県消費生活条例 消費生活相談事業実施要領
表示・取引適正化推進事業	特定商取引に関する法律(第68条) 割賦販売法(第47条) 不当景品類及び不当表示防止法(第33条) 消費生活用製品安全法(第55条) 家庭用品品質表示法(第24条) 静岡県消費生活条例 静岡県事務処理の特例に関する条例
県民相談事業	静岡県県民相談事業運営要綱 県民相談事務処理要領
労使関係総合調査事業	統計法(第19条) 令和4年労使関係総合調査の実施について(令和4年4月5日厚生労働省通知) 令和5年労使関係総合調査の実施について(令和5年4月14日厚生労働省通知)
一般労働事情調査事業	労働関係調整法(第3条) 中小企業労働争議の予防及び解決の促進について(昭和34年10月10日労政局長通達) 争議行為予告通知の取扱・実情調査事務処理要領
賃上げ一時金要求妥結状況調査事業	労働関係調整法(第3条)
労働相談事業	静岡県中小企業労働相談事業実施要領 静岡県弁護士労働相談事業実施要領 メール労働相談実施要領 中小企業労働相談機能の強化について(昭和30年10月7日労働事務次官通達) 個別的労使紛争のあっせんに関する要綱・要領
勤労者福祉事業	静岡県労政会館の設置及び管理に関する条例 静岡県労政会館の設置及び管理に関する条例施行規則
労働教育事業	静岡県労働法セミナー開催要領
就職相談事業	令和4年度しずおか就職総合支援センター運営業務委託契約書 令和4年度しずおか就職総合支援センター運営業務委託要領 令和5年度しずおか就職総合支援センター運営業務委託契約書 令和5年度しずおか就職総合支援センター運営業務委託要領

余 白

職 員 配 置 調

(令和5年7月31日現在)

区 分	総 務 担 当	消 費 者 行 政 班	労 政 班	計	
所在地	沼津市				
担当区域	沼津市外 10市9町				
配 置 職 員	職員(事)	3	4	2	9
	職員(技)		(1)		(1)
	再任用職員(事)			1	1
	再任用職員(技)				0
	計	3	(1) 4	3	(1) 10
	会計年度任用職員		8	4	12
	臨時的任用職員				0
	計		8	4	12
合計	3	(1) 12	7	(1) 22	

兼務職員及び併任職員は()内に外書き。

歳 入 予 算

一般会計

区 分	調 定 額 A 円	収 入 済 額	
		納 期 内 B 円	納 期 後 C 円
款 08使用料及び手数料	7,080	7,080	0
項 01使用料	7,080	7,080	0
目 06経済産業使用料	7,080	7,080	0
12庁舎等使用料	7,080	7,080	0
款 14諸収入	2,641,501	2,641,501	0
項 07雑入	2,641,501	2,641,501	0
目 02雑入	2,641,501	2,641,501	0
81保険料負担金	2,641,501	2,641,501	0
非常勤職員	2,641,501	2,641,501	0
計	2,648,581	2,648,581	0

執行状況調

(令和 4年度)

不納欠損額 D	収 入 未 済 額			収入歩合 $\frac{B+C}{A-D-F}$	納期内収入率 $\frac{B}{A-D-F}$
	納期限経過 E	納期限未到来 F	計		
円	円	円	円	%	%
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0

歳 入 予 算

一般会計

区 分	調 定 額 A 円	収 入 済 額	
		納 期 内 B 円	納 期 後 C 円
款 08使用料及び手数料	7,080	7,080	0
項 01使用料	7,080	7,080	0
目 05経済産業使用料	7,080	7,080	0
12庁舎等使用料	7,080	7,080	0
款 14諸収入	545,468	545,468	0
項 07雑入	545,468	545,468	0
目 02雑入	545,468	545,468	0
81保険料負担金	545,468	545,468	0
非常勤職員	545,468	545,468	0
計	552,548	552,548	0

執 行 状 況 調

(令和 5年度)
(令和 5年 7月31日現在)

不 納 欠 損 額 D	収 入 未 済 額			収 入 歩 合	納 期 内 収 入 率
	納 期 限 経 過 E	納 期 限 未 到 来 F	計	$\frac{B+C}{A-D-F}$	$\frac{B}{A-D-F}$
円	円	円	円	%	%
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0

保管現金有高調

(令和5年度)

(令和5年7月31日現在)

現金保管者	区 分	金 額 (円)
東部県民生活センター所長	有料道路料金等継続的資金前渡	10,000

預 金 調

(令和5年7月31日現在)

金融機関名	預金種類	口座番号	口座名義人	残高 (円)	摘要
清水銀行沼津支店	無利息型 普通預金	2178681	静岡県東部県民生活 センター資金前渡者 所長 若月 伸隆	0	受講料、 使用料等
清水銀行沼津支店	無利息型 普通預金	2178690	(自振口) 静岡県東部県民生活 センター資金前渡者 所長 若月 伸隆	0	電話等公共 料金振替用
残 高 合 計				0	

歳出予算執行状況調

(令和 4年度)

一般会計

区 分	令 達 予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	摘 要
	円	円	円	
款 02 知事直轄組織費	789,800	789,800	0	
項 01 知事直轄組織費	789,800	789,800	0	
目 08 デジタル戦略費	789,800	789,800	0	
14 丁事請負費	789,800	789,800	0	
款 04 経営管理費	3,725,011	3,725,011	0	
項 01 経営管理費	3,725,011	3,725,011	0	
目 01 一般総務費	1,877,011	1,877,011	0	
01 報酬	898,682	898,682	0	
03 非常勤職員報酬	898,682	898,682	0	
03 職員手当等	174,158	174,158	0	
01 その他の職員手当等	174,158	174,158	0	
04 共済費	804,171	804,171	0	
01 地方公務員共済組合に 対する負担金	0	0	0	
02 報酬、給料及び賃金に 係る社会保険料	804,171	804,171	0	
目 05 資産経営費	1,848,000	1,848,000	0	
14 丁事請負費	1,848,000	1,848,000	0	
款 05 暮らし・環境費	62,433,908	62,433,908	0	
項 02 県民生活費	62,433,908	62,433,908	0	
目 01 県民生活費	62,433,908	62,433,908	0	
01 報酬	17,249,694	17,249,694	0	
03 非常勤職員報酬	17,249,694	17,249,694	0	
03 職員手当等	3,553,756	3,553,756	0	
01 その他の職員手当等	3,553,756	3,553,756	0	
04 共済費	5,988,539	5,988,539	0	
01 地方公務員共済組合に 対する負担金	546,716	546,716	0	
02 報酬、給料及び賃金に 係る社会保険料	5,441,823	5,441,823	0	
07 報償費	1,253,940	1,253,940	0	
01 その他の報償費	1,253,940	1,253,940	0	

(令和 4年度)

一般会計

区 分	令 達 予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	摘 要
	円	円	円	
08 旅費	1,127,942	1,127,942	0	
01 その他の旅費	976,206	976,206	0	
02 普通旅費	151,736	151,736	0	
10 需用費	1,052,634	1,052,634	0	
01 その他の需用費	1,052,034	1,052,034	0	
02 食糧費	600	600	0	
11 役務費	675,372	675,372	0	
13 使用料及び賃借料	31,474,631	31,474,631	0	
18 負担金、補助及び交付金	57,400	57,400	0	
款 08 経済産業費	4,525,446	4,525,446	0	
項 03 就業支援費	4,479,034	4,479,034	0	
目 01 就業支援費	4,479,034	4,479,034	0	
01 報酬	2,500,434	2,500,434	0	
03 非常勤職員報酬	2,500,434	2,500,434	0	
03 職員手当等	378,734	378,734	0	
01 その他の職員手当等	378,734	378,734	0	
07 報償費	99,000	99,000	0	
01 その他の報償費	99,000	99,000	0	
08 旅費	73,412	73,412	0	
01 その他の旅費	49,520	49,520	0	
02 普通旅費	23,892	23,892	0	
10 需用費	1,057,876	1,057,876	0	
01 その他の需用費	1,056,276	1,056,276	0	
02 食糧費	1,600	1,600	0	
11 役務費	369,578	369,578	0	
項 09 労働委員会費	46,412	46,412	0	
目 02 事務局費	46,412	46,412	0	
08 旅費	15,228	15,228	0	

(令和 4年度)

一般会計

区 分	令 達 予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	摘 要
	円	円	円	
02 普通旅費	15,228	15,228	0	
10 需用費				
01 その他の需用費	10,800	10,800	0	
11 役務費	20,384	20,384	0	
計	71,474,165	71,474,165	0	

歳出予算執行状況調

(令和 5年度)
(令和 5年 7月31日現在)

一般会計

区 分	令 達 予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	摘 要
	円	円	円	
款 04 経営管理費	2,468,797	533,827	1,934,970	
項 01 経営管理費	2,468,797	533,827	1,934,970	
目 01 一般総務費	1,843,797	533,827	1,309,970	
01 報酬	907,000	223,622	683,378	
03 非常勤職員報酬	907,000	223,622	683,378	
03 職員手当等	297,000	88,905	208,095	
01 その他の職員手当等	297,000	88,905	208,095	
04 共済費	639,797	221,300	418,497	
02 報酬、給料及び賃金に係る社会保険料	639,797	221,300	418,497	
目 05 資産経営費	625,000	0	625,000	
14 工事請負費	625,000	0	625,000	
款 05 暮らし・環境費	61,918,000	22,363,546	39,554,454	
項 02 県民生活費	61,918,000	22,363,546	39,554,454	
目 01 県民生活費	61,918,000	22,363,546	39,554,454	
01 報酬	15,460,000	3,946,762	11,513,238	
03 非常勤職員報酬	15,460,000	3,946,762	11,513,238	
03 職員手当等	3,201,000	1,599,156	1,601,844	
01 その他の職員手当等	3,201,000	1,599,156	1,601,844	
04 共済費	4,745,000	1,669,618	3,075,382	
01 地方公務員共済組合に対する負担金	938,000	345,480	592,520	
02 報酬、給料及び賃金に係る社会保険料	3,807,000	1,324,138	2,482,862	
07 報償費	797,000	190,550	606,450	
01 その他の報償費	797,000	190,550	606,450	
08 旅費	1,162,000	220,855	941,145	
01 その他の旅費	952,000	168,195	783,805	
02 普通旅費	210,000	52,660	157,340	
10 需用費	977,000	169,228	807,772	
01 その他の需用費	977,000	169,228	807,772	

一般会計

(令和 5年度)
(令和 5年 7月31日現在)

区 分	令 達 予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	摘 要
	円	円	円	
11 役務費	684,000	89,866	594,134	
13 使用料及び賃借料	34,775,000	14,467,351	20,307,649	
18 負担金、補助及び交付金	112,000	10,160	101,840	
26 公課費	5,000	0	5,000	
款 08 経済産業費	7,531,253	1,124,228	6,407,025	
項 03 就業支援費	7,484,525	1,115,352	6,369,173	
目 01 就業支援費	7,484,525	1,115,352	6,369,173	
01 報酬	2,537,785	609,696	1,928,089	
03 非常勤職員報酬	2,537,785	609,696	1,928,089	
03 職員手当等	482,000	232,794	249,206	
01 その他の職員手当等	482,000	232,794	249,206	
07 報償費	99,000	24,750	74,250	
01 その他の報償費	99,000	24,750	74,250	
08 旅費	178,620	21,459	157,161	
01 その他の旅費	130,000	11,239	118,761	
02 普通旅費	48,620	10,220	38,400	
10 需用費	483,620	79,145	404,475	
01 その他の需用費	479,620	79,145	400,475	
02 食糧費	4,000	0	4,000	
11 役務費	491,500	147,508	343,992	
14 工事請負費	3,212,000	0	3,212,000	
項 09 労働委員会費	46,728	8,876	37,852	
目 02 事務局費	46,728	8,876	37,852	
08 旅費	15,228	0	15,228	
02 普通旅費	15,228	0	15,228	
10 需用費	10,800	5,351	5,449	
01 その他の需用費	10,800	5,351	5,449	
11 役務費	20,700	3,525	17,175	

一般会計

(令和 5年度)
(令和 5年 7月31日現在)

区 分	令 達 予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	摘 要
	円	円	円	
計	71,918,050	24,021,601	47,896,449	

委託料等歳出予算執行状況節別集計表

節名	会計	款	項	目	執行済額 (円)		
					3年度	4年度	左のうち、前年度からの繰越額分
(12) 委託料							
計					0	0	0
(14) 工事 請負費	一般会計	知事直轄組織費	知事直轄組織費	デジタル戦略費		789,800	
	一般会計	経営管理費	経営管理費	資産経営費		1,848,000	
計					935,000	2,637,800	0
(16) 公有財産 購入費							
計					0	0	0
(17) 備品 購入費							
計					51,040	0	0
(18) 負担金、 補助及 び交付金	一般会計	くらし・環境費	県民生活費	県民生活費		57,400	
計					56,640	57,400	0
(21) 補償、補填 及び賠償 金							
計					0	0	0

委託料等歳出予算執行状況節別集計表

(令和5年7月31日現在)

節名	会計	款	項	目	執行済額 (円)	
						うち、前年度からの繰越額分
(12) 委託料						
計					0	0
(14) 工事 請負費	一般会計	経営管理費	経営管理費	資産経営費	0	
	一般会計	経済産業費	就業支援費	就業支援費	0	
計					0	0
(16) 公有財産 購入費						
計					0	0
(17) 備品 購入費						
計					0	0
(18) 負担金、 補助及 び交付金	一般会計	くらし・環境費	県民生活費	県民生活費	10,160	0
計					10,160	0
(21) 補償、補填 及び賠償 金						
計					0	0

負 担 金 支 出 調

(令和4年度)

整理 番号	負担金名	交付先	負担根拠	事業内容	負担金額	支出年月日
					円	
1	消費者行政職員 研修受講負担金	国民生活センター	通知	基礎力強化研修	1,100	R4. 4. 22
2	消費者行政職員 研修受講負担金	国民生活センター	通知	管理職講座	2,200	R4. 5. 25
3	消費生活相談員 研修受講負担金	国民生活センター	通知	専門・事例講座	1,100	R4. 6. 3
4	消費者行政職員 研修受講負担金	国民生活センター	通知	P I O - N E T データ活用セミナー	1,920	R4. 6. 15
5	消費者行政職員 研修受講負担金	国民生活センター	通知	職員講座	2,880	R4. 6. 21
6	消費者教育推進のための 研修受講負担金	国民生活センター	通知	消費者教育に携わ る講師養成講座	2,880	R4. 7. 1
7	消費者行政職員 研修受講負担金	国民生活センター	通知	基礎力強化研修	1,100	R4. 7. 8
8	消費者行政職員 研修受講負担金	国民生活センター	通知	基礎力強化研修	1,100	R4. 7. 8
9	消費生活相談員 研修受講負担金	国民生活センター	通知	専門・事例講座	2,880	R4. 7. 8
10	消費者教育推進のための 研修受講負担金	国民生活センター	通知	消費者教育に携わ る講師養成講座	1,920	R4. 8. 1
11	消費者行政職員 研修受講負担金	国民生活センター	通知	基礎力強化研修	1,100	R4. 8. 8
12	研修講座受講負担金	日本消費者協会	通知	消費生活相談員 行政職員等研修	5,000	R4. 10. 12
13	研修講座受講負担金	日本消費者協会	通知	消費生活相談員 行政職員等研修	5,000	R4. 10. 14
14	消費生活相談員 研修受講負担金	国民生活センター	通知	専門・事例講座	1,920	R4. 10. 28
15	消費者教育推進のための 研修受講負担金	国民生活センター	通知	消費者教育に携わ る講師養成講座	1,920	R4. 11. 16
16	消費生活相談員 研修受講負担金	国民生活センター	通知	専門・事例講座	2,880	R4. 12. 13
17	消費生活相談員 研修受講負担金	国民生活センター	通知	専門・事例講座	2,200	R5. 1. 6
18	消費生活相談員 研修受講負担金	国民生活センター	通知	専門・事例講座	1,100	R5. 1. 6
19	消費生活相談員 研修受講負担金	国民生活センター	通知	専門・事例講座	2,200	R5. 1. 20
20	研修講座受講負担金	日本消費者協会	通知	消費生活相談員 行政職員等研修	5,000	R5. 2. 22
21	研修講座受講負担金	日本消費者協会	通知	消費生活相談員 行政職員等研修	5,000	R5. 2. 22
22	研修講座受講負担金	日本消費者協会	通知	消費生活相談員 行政職員等研修	5,000	R5. 2. 22
	計	22 件	/	/	57,400	/

負 担 金 支 出 調

(令和5年度)
(令和5年7月31日現在)

整理 番号	負担金名	交付先	負担根拠	事業内容	負担金額	支出年月日
1	消費者行政職員 研修受講負担金	国民生活センター	通知	基礎力強化研修	円 1,100	R5. 4. 24
2	消費者行政職員 研修受講負担金	国民生活センター	通知	管理職講座	2,200	R5. 5. 24
3	消費生活相談員 研修受講負担金	国民生活センター	通知	専門・事例講座	2,880	R5. 5. 26
4	消費者行政職員 研修受講負担金	国民生活センター	通知	職員講座	2,880	R5. 6. 20
5	消費者行政職員 研修受講負担金	国民生活センター	通知	基礎力強化研修	1,100	R5. 7. 11
計		5件	/	/	10,160	/

余 白

建 築 工

整理 番号	予算科目	工事名	工事箇所	当 初 設計金額	契 約 金	
					当 初 額	変更増減額
		沼津労政会館		円	円	円
1	資産経営費	天井クロス 修繕工事	沼津市 高島本町 地内	1,100,000	1,100,000	
2	資産経営費	電話設備 更新工事	沼津市 高島本町 地内	891,000	748,000	
3	デジタル 戦略費	Wi-Fi環境 構築工事	沼津市 高島本町 地内	924,000	789,800	
		合 計	3件	2,915,000	2,637,800	

事 調

(令和4年度)

額	契約 締結 方法	受注者	着手 完成(予定) 年 月 日	支出済額	工事概要	公有財 産台帳	摘 要
計							
円				円			
1,100,000	随契	株式会社 大成工務店	R4. 7. 14 R4. 9. 30	1,100,000	3階ホール 天井クロス 修繕工事	—	R4. 4. 19 R4. 10. 25 随契1号(少 額)
748,000	随契	シーキューブ 株式会社 静岡支店	R4. 8. 8 R5. 1. 30	748,000	電話設備 更新工事	—	R4. 4. 19 R5. 3. 1 随契1号(少 額)
789,800	随契	シーキューブ 株式会社 静岡支店	R4. 10. 27 R5. 3. 6	789,800	W i - F i 環境 構築工事	—	R4. 4. 20 R5. 3. 27 随契1号(少 額)
2,637,800				2,637,800			

建 築 工

整理 番号	予 算 科 目	工 事 名	工 事 箇 所	当 初 設計金額	契 約 金	
					当 初 額	変更増減額
		沼津労政会館		円	円	円
1	資産経営費	給水配管 改修工事	沼津市 高島本町 地内	528,000	528,000	
		合 計	1 件	528,000	528,000	

事 調

(令和5年度)
(令和5年7月31日現在)

額	契約 締結 方法	受 注 者	着 手 完 成(予定) 年 月 日	支 出 済 額	工 事 概 要	公有財 産台帳	摘 要
計							
円				円			
528,000	随契	東工業 株式会社	R5. 7. 25 (R5. 10. 31)	0	給水配管 改修工事	—	R5. 4. 13 随契1号(少 額)
528,000				0			

公 有 財 産 調

(令和4年度)

区 分	令和4年3月31日現在		増		減		令和5年3月31日現在	
	数量又は面積	台帳価格	数量又は面積	台帳価格	数量又は面積	台帳価格	数量又は面積	台帳価格
行政財産		千円		千円		千円		千円
		10,232				5,116		5,116
建 物	m ² 480.55 1,257.59	10,232	m ²		m ²	5,116	m ² 480.55 1,257.59	5,116
工 作 物	件 4	0	件		件	0	件 3	0
公有財産に準じるもの		1,405						1,405
電 話 加入権	件 20	1,405	件		件		件 20	1,405

※ 令和5年度中増減なし

借地借家等調

(令和5年7月31日現在)

整理番号	区分	種別	所在地	地目		数量又は面積	借料		契約期間	所有者又は契約者氏名	用途
				台帳	現況		単価	年額			
1	建物	事務所建	沼津市 大手町 1-1-3	鉄筋 コンクリート造 陸屋根 地下2階 地上9階建	左記のうち 地上1階から2階まで	m ² 947.42	円 (月額) 2,867,891	円 34,414,692	R5.4.1 ～ R6.3.31	株式会社 スーパー マルトモ	事務所 他
2	土地	総合庁舎敷地	沼津市 高島本 町1-3	宅地	宅地	1,989.0	0	0	R3.4.1 ～ R6.3.31	沼津財務 事務所	沼津労政 会館建物 敷地及び 駐車場
3	土地	敷地	沼津市 高島本 町1-4	宅地	宅地	m 171.6	0	0	R5.4.1 ～ R6.3.31	沼津市長	沼津労政 会館排水 管、ガス 管及び水 道管
	計							34,414,692			

事務機器等の債務負担行為又は長期継続契約に係る調

(令和5年度)

(令和5年7月31日現在)

区分	事業名又は 契約名	内 容	契約額	(契約額の年度別内訳)				
				令和4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
長期 継続 契約	電子複写機 賃貸借及び 使用契約	電子複写機の賃借料 及び使用料の支出 (契約日) 令和4年4月1日	円 457,380	91,476	91,476	91,476	91,476	91,476

行政財産貸付・使用許可調

(令和5年7月31日現在)

整理番号	区分	種別	所在地	地目		数量又は面積(m ²)	貸付料又は使用料		貸付又は使用許可期間	貸付又は使用許可を受けた者の氏名	貸付・使用許可目的
				台帳	現況		単価 円	年額 円			
1	建物	事務所建	沼津市高島本町1-3	鉄筋コンクリート造	陸屋根	3.00	2,360	7,080	R5.4.1 ～ R6.3.31	静岡県労働福祉事業協会グループ	自動販売機
2	〃	〃	〃	〃	〃	66.0	0	0	R5.4.1 ～ R6.3.31	健康福祉部 こども家庭課	ひとり親家庭託児サービス提供事業
合計								7,080			

普通財産・借受財産等貸付調

(令和5年7月31日現在)

整理番号	区分	種別	所在地	地目		数量又は面積(m ²)	貸付料又は使用料		貸付又は使用許可期間	貸付又は使用許可を受けた者の氏名	貸付・使用許可目的
				台帳	現況		単価 円	年額 円			
1	建物	事務所建	沼津市大手町1-1-3	鉄筋コンクリート造	陸屋根	5.55	0	0	R5.4.1 ～ R6.3.31	健康福祉部 こども家庭課	ひとり親サポートセンター東部支所
2	〃	〃	〃	〃	〃	4.77	0	0	R5.4.1 ～ R6.3.31	くらし・環境部 県民生活課	ふじのくに東部NPO活動支援センター
3	〃	〃	〃	〃	〃	3.25	0	0	R5.4.1 ～ R6.3.31	沼津土木事務所	沼津駅付近鉄道高架事業パネル模型常設展示
4	〃	〃	〃	〃	〃	4.00	0	0	R5.6.26 ～ R6.3.10	健康福祉部 地域福祉課	生活困窮者就労縁結び事業
合計								0			

備品・図書調

(令和 4年度)

所属 0000103222 くらし・環境部 東部県民生活センター

区分	令和 4年 3月31日 現在	増		減		令和 5年 3月31日 現在
		数量	購入価格 (円)	数量	売却価格 (円)	
01-02 台類	1	(0) 0	0	(0) 0	0	1
01-04 収納保管庫類	9	(0) 0	0	(5) 5	0	4
01-10 印判類	3	(0) 0	0	(0) 0	0	3
01-15 電話器類	1	(0) 0	0	(0) 0	0	1
01-99 その他の庁用器具類	1	(0) 0	0	(0) 0	0	1
02-01 情報処理機器類	26	(0) 1	0	(0) 0	0	27
02-02 情報伝達機器類	12	(0) 0	0	(0) 0	0	12
03-03 視覚用再生等機器類	6	(0) 0	0	(0) 0	0	6
08-01 車両類	1	(0) 0	0	(0) 0	0	1
50-01 図書	1	(0) 0	0	(0) 0	0	1
計	61	(0) 1	0	(5) 5	0	57

※ 令和 5 年度中増減なし

主 要 備 品 調

(令和5年7月31日現在)

整理 番号	区分		品名・規格	利用状況	購入年月	購入金額 (単位：円)
	大・中	小				
1	02-01	その他の情報 処理機器	Wi-Fi関係機器一式 全会議室Wi-Fi利用可	常時使用 沼津労政会館	令和5年3月	789,800
2	03-03	投影機用器具	液晶プロジェクター	年数回 研修会・会議等で使用	平成15年12月	261,240
3	03-03	その他の投影 機	液晶プロジェクター	常時使用 沼津労政会館貸出用 (貸付物品)	平成18年5月	241,500
4	01-99	その他の庁用 器具	FRPマスコット ふじっぴー	常時使用 事務所展示用(本所)	平成16年3月	208,950